

令和6年度 保育所・認定こども園 入園案内

○受付期間及び受付場所

受付期間	受付場所
令和5年12月1日（金）～令和6年1月15日（月） 受付時間 （平日）8時30分～17時30分 （土曜開庁）8時30分～12時30分	役場1階 民生課

お問合せ

坂町民生部民生課

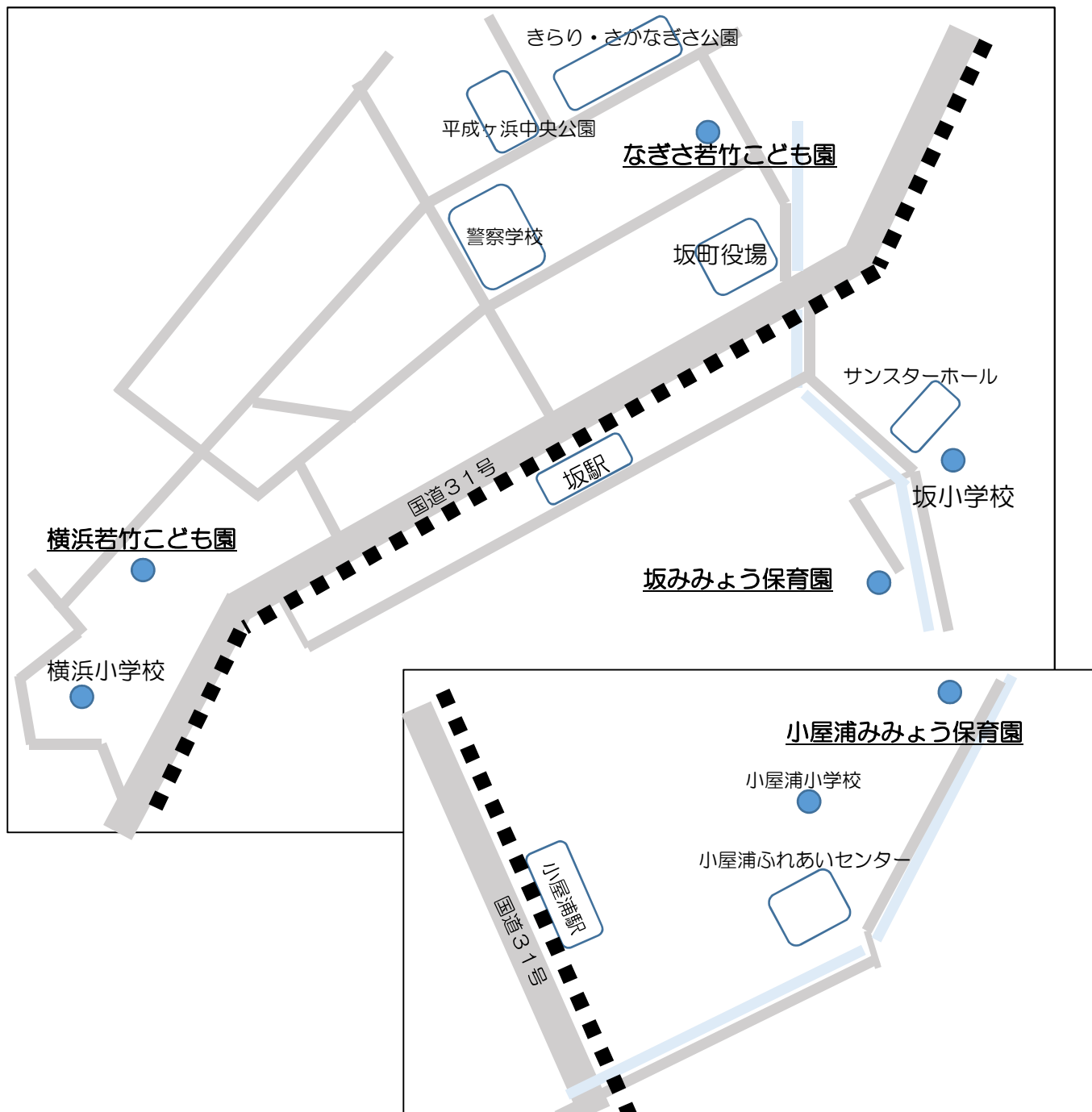
〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

TEL(082)820-1505 FAX(082)820-1521



○町内の保育所・認定こども園

区分	施設名	定員 (令和6年度)	所在地・電話番号
保育所	坂みみよう保育園	2号認定 90名 3号認定 50名	坂西二丁目2番12号 082-884-3007
	小屋浦みみよう保育園	2号認定 30名 3号認定 10名	小屋浦二丁目38番27号 082-886-8835
認定こども園	横浜若竹こども園	1号認定 25名 2号認定 107名 3号認定 48名	横浜東一丁目4番5号 082-885-8111
	なぎさ若竹こども園	1号認定 20名 2号認定 38名 3号認定 22名	平成ヶ浜二丁目2番95号 082-820-1793



1 【保育所・認定こども園について】

保育所は家庭で保育が出来ない場合、保護者に代わって保育をする施設です。
認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。

町内の保育所・認定こども園で利用可能な保育

施設名	1号 認定	2号 認定	3号 認定	預かり保育 (1号認定)	延長保育 (2号認定)	一時預り
坂みみよう保育園	×	○	○	×	○	×
小屋浦みみよう保育園	×	○	○	×	○	○
横浜若竹こども園	○	○	○	○	○	×
なぎさ若竹こども園	○	○	○	○	○	○

※ なぎさ若竹こども園は平成ヶ浜住宅入居者優先となります。

2 【認定区分について】

保育所等を利用するためには、3つの区分の認定のうち、2号又は3号認定を受けることが必要になります。保育を必要とする事由が無い場合は、1号認定となります。

認定区分	対象年齢	利用できる条件	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保護者が 「保育を必要とする事由」 のいずれかに該当する事	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳		保育所、認定こども園

※ 1号認定での入園をご希望の方は、幼稚園・認定こども園で申し込みをして下さい。

3 【保育の利用について】

坂町に居住している生後8週から小学校入学前までの子どもで、保護者が次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、保育が必要な場合に利用することができます。

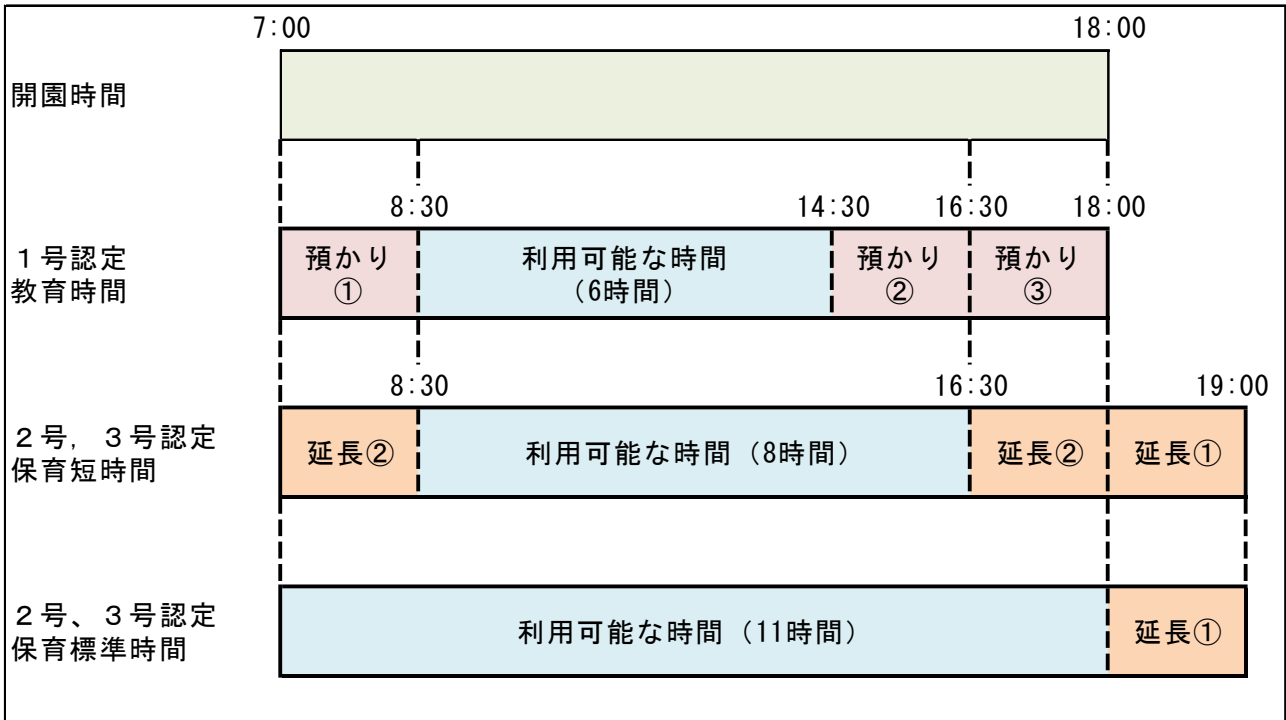
事由	内容	保育の必要量
就労	フルタイム就労を想定した利用時間 1ヶ月の就労時間が120時間以上の場合	標準時間
	パートタイム就労を想定した利用時間 1ヶ月の就労時間が48時間以上120時間未満の場合	短時間
妊娠・出産	産前8週間（多胎児妊娠の場合は14週間）から産後8週間を経過する日の翌日が属する月末までにあたる場合	標準時間
疾病・障害	疾病・障害により保育が必要と認められた場合	標準時間
介護・看護	親族等の介護・看護により保育が必要と認められた場合 ※介護等に要する時間は就労に同じ	状況に応じて認定
災害復旧	地震・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合	標準時間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合 ※保育期間は0～2歳は2ヶ月、3～5歳は3ヶ月です。	短時間
就学	1か月48時間以上120時間未満、学校や職業訓練校等に通っている場合	短時間
	1か月120時間以上、学校や職業訓練校等に通っている場合	標準時間
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	標準時間
育児休業	育児休業取得時（育児休業法に基づくものに限る）に既に保育を利用して継続利用が必要であると認められる場合 ※育児休業の対象となる児童は入園不可	短時間
その他	上記のほか、市町村が認める場合	状況に応じて認定

※施設が定める利用時間帯を超えて利用せざるをえないことが常態の場合は、申出により、標準時間認定を受けることができます。また、標準時間認定を受けている人は、申出により、短時間認定を受けることができます。

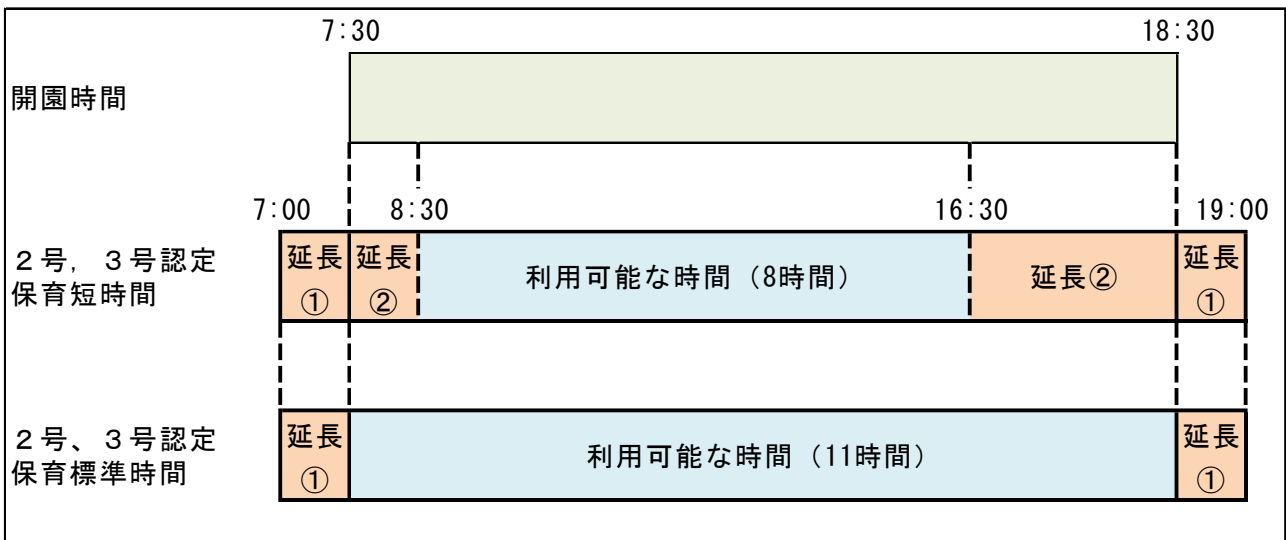
4 【利用時間について】

利用できる時間は認定区分と施設によって異なります。

(横浜若竹こども園・なぎさ若竹こども園)

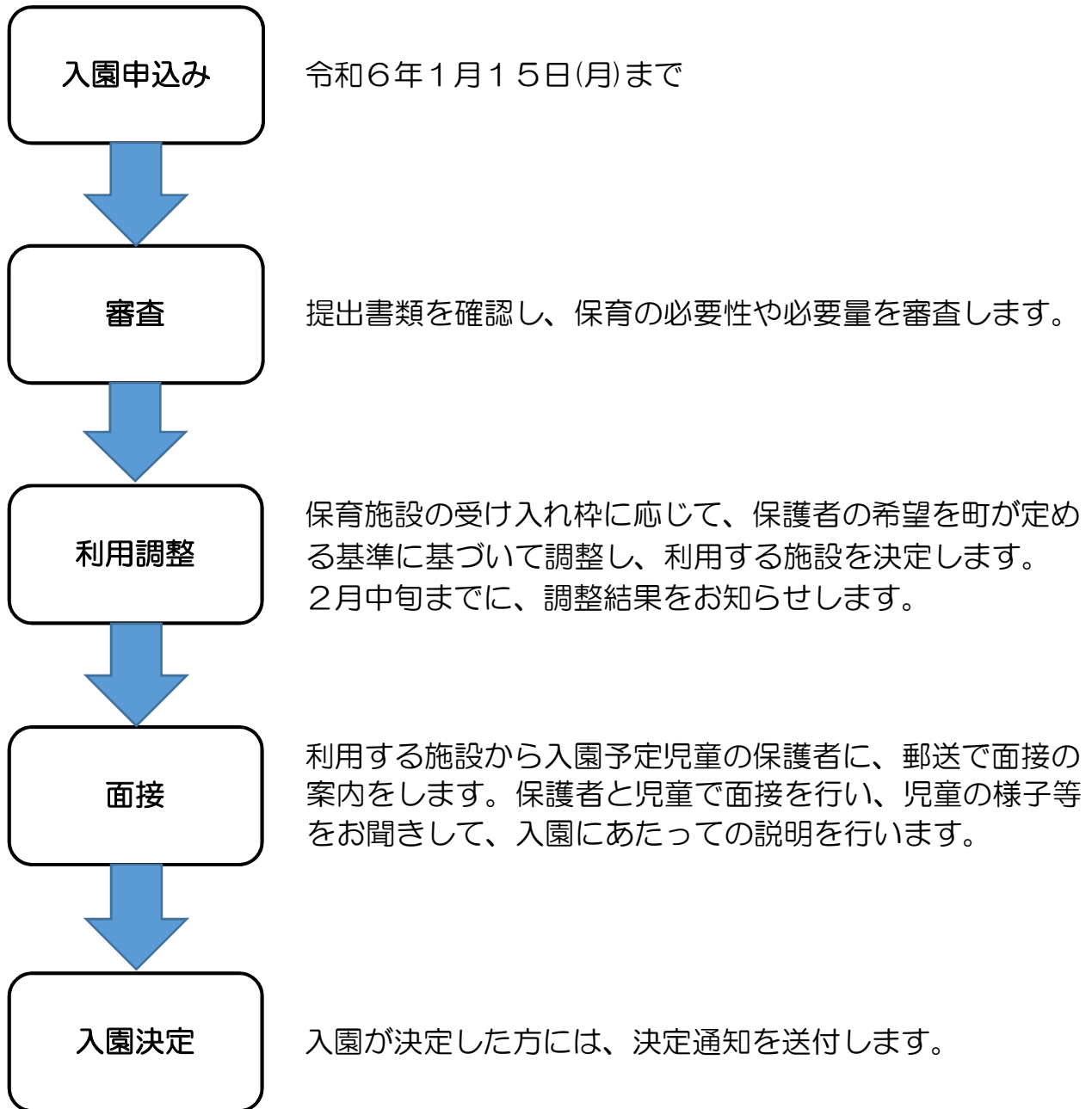


(坂みみょう保育園・小屋浦みみょう保育園)



5 【入園申込み・入園までの流れ】

2号または3号認定を受けて保育所・認定こども園を利用する場合



6 【必要書類について】

① 支給認定申請書兼保育利用希望申込書（児童1人につき1枚）

※ P10～P11 に記入例があります。

- 入園を希望する施設を記入してください。定員状況によって、希望の園に入園できない場合があります。
- 病気や出産のために入園する場合は、保育の実施を希望する期間を記入してください。
- 新入児については、通常1～2週間程度ならし保育を実施します。
ならし保育期間中は、保育時間は短くなりますが、通常の保育料が必要です。
なお、3月中にならし保育を行う場合は、前年度の入園申込みが必要です。

② 保育できないことを証明する書類

※父母及び同居している18歳以上65歳未満の祖父母等について必要です

事 由	必 要 書 類 等
就労	在職証明書【雇主の証明が必要】
就労（自営）	就労等申立(証明)書
妊娠・出産	就労等申立(証明)書、母子手帳のコピー（出産日の分かるもの） （※入園できる期間は、出産予定日の前後2ヶ月、約5ヶ月間）
疾病・障害	就労等申立(証明)書、診断書
介護・看護	就労等申立(証明)書、病人の診断書
災害復旧	就労等申立(証明)書
求職活動	求職活動状況申立書、職業安定書(ハローワーク)を活用している場合はそれを証明する書類等
就学	就労等申立(証明)書、在学証明等
育児休業	在職証明書【雇主の証明が必要】
その他	就労等申立(証明)書、各証明書等

7 【利用者負担額（保育料・給食費）について】

0～2歳児の利用者負担額（保育料）は、「利用者負担額基準額表」を基に決定し、毎年9月が切り替え時期となります。

3～5歳児は、保育料は不要ですが、施設が定める給食費が必要となります。年収360万円未満世帯と第3子は、給食費のうち副食費が免除となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の住民税額に基づく保育料					6月に決定する当年度の住民税額に基づく保育料						

※ 年度途中で税額等の変更があった場合には、算定基準月まで遡って保育料の見直しを行いません。

※ 当該年度より前の年度の保育料については、原則として変更は行いません。

○利用者負担額の決定方法

- ・保育料は、児童の保護者（父母両方）の市町村民税所得割額の合算により算定しますが、保護者の所得状況によっては、同居する祖父母等の所得により算定する場合があります。
- ・保育料の算定の基となる市町村民税額には、調整控除以外の税額控除（寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除）は適用されません。
- ・保育料は、当該年度の4月1日時点の年齢により決定されますので、年度途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は3号認定（3歳未満児）の保育料となります。
- ・副食費の免除も保育料と同様の算定方法です。

○多子世帯・ひとり親世帯等における軽減について

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、多子世帯やひとり親世帯等については、次のとおり保育料を軽減及び副食費を免除します。

認定区分等	対象児童	軽減の内容
1号認定	小3までの児童のうち、第3子以降	副食費免除
2号認定	年長までの児童うち、第3子以降	副食費免除
3号認定	年長までの児童うち、第2子	保育料半額
	年長までの児童うち、第3子以降	保育料無料

《年収360万円未満相当世帯の場合は、軽減措置が拡充されます。》

認定区分等	対象児童	軽減の内容
1号認定	すべての児童	副食費免除
2号認定		
3号認定	第2子	保育料半額
	第3子以降	保育料無料
特定世帯（※）の3号認定	第1子	保育料半額
	第2子以降	保育料無料

※特定世帯・・・ひとり親世帯や障害者手帳等をお持ちの方が同居されている世帯

【令和6年度 利用者負担額基準額表】 3号認定

子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		利用者負担額（月額） ※ひとり親世帯・在宅障害児（者）世帯	
階層区分	定義 （市町村民税の所得割額）	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円
2-1	非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3-1	均等割額のみ世帯	8,500円	8,300円	3,750円	3,650円
3-2	24,300円未満	9,500円	9,300円	4,250円	4,150円
3-3	24,300円以上 48,600円未満	10,500円	10,300円	4,750円	4,650円
4-1	48,600円以上 57,700円未満	13,500円	13,200円	6,750円	6,600円
4-2	57,700円以上 77,101円未満	15,500円	15,200円	7,750円	7,600円
4-3	77,101円以上 82,000円未満	18,500円	18,100円		
4-4	82,000円以上 89,000円未満	23,000円	22,600円		
4-5	89,000円以上 97,000円未満	28,500円	28,000円		
5-1	97,000円以上 117,000円未満	33,500円	32,900円		
5-2	117,000円以上 139,000円未満	38,000円	37,300円		
5-3	139,000円以上 151,000円未満	42,500円	41,700円		
5-4	151,000円以上 169,000円未満	44,000円	43,200円		
6-1	169,000円以上 212,000円未満	52,000円	51,100円		
6-2	212,000円以上 256,000円未満	55,500円	54,500円		
6-3	256,000円以上 301,000円未満	58,000円	57,000円		
7	301,000円以上 397,000円未満	64,500円	63,400円		
8	397,000円以上	65,000円	63,900円		

【保育の必要量の区分】

標準時間	横浜若竹こども園 なぎさ若竹こども園	7時～18時
	坂みみょう保育園 小屋浦みみょう保育園	7時30分～18時30分
短時間	全保育園	8時30分～16時30分

8 【その他の保育サービス】

① 延長保育（2号、3号認定）

全ての園で実施しています。料金は各園で徴収します。

保育時間	施設名	延長保育時間
標準時間	横浜・なぎさ若竹こども園	18時～19時
	坂・小屋浦みみょう保育園	7時～7時30分 18時30分～19時
短時間	全園	7時～8時30分
		16時30分～19時

定期利用	3,000円／1ヶ月 ※ただし、第2子は2,000円 第3子は1,000円 ※定期利用は保育標準時間の方のみ利用できます。
臨時利用	500円／1時間 ※おやつ代を含みます。

② 預かり保育（1号認定）

横浜若竹こども園となぎさ若竹こども園で実施しています。料金は各園で徴収します。
就労など、保育の必要性がある場合は、無償化の対象となります。

時間	料金（日額）	料金（月額）
7時～8時30分	150円	1,800円
14時30分～16時30分	250円	3,000円
14時30分～18時	400円	4,800円

③ 一時預かり

小屋浦みみょう保育園となぎさ若竹こども園で実施しています。料金は各園で徴収します。
月曜日から金曜日の8時～17時まで利用できます。
一時預かりを利用する事由によって、使える日数が決まります。

緊急保育サービス（出産、病気、冠婚葬祭等）	月14日以内
非定型保育サービス（労働、就学等）	週3日、月9日以内
私的理由保育サービス	月9日以内

時間 対象年齢	午前 (8時～12時30分)	午後 (12時30分～17時)	4時間30分以上
0歳児	1,600円	1,500円	2,800円
1・2歳児	1,400円	1,300円	2,400円
3歳以上児	1,200円	1,100円	2,000円

※午前は食事代を含みます。（1・2歳児、0歳児はおやつ代も含みます。）

※午後は、おやつ代を含みます。

※4時間30分以上は、食事・おやつ代を含みます。

④ 子育て支援センター

子育て中の親子が気軽に自由に利用できる交流の場です。様々な企画やイベントを実施しています。子育ての悩みや相談もお受けしています。

施設名	所在地	連絡先
なかよしハウス	坂町平成ヶ浜二丁目2番95号 (なぎさ若竹こども園内)	082-820-1770
パオちゃんルーム	坂町小屋浦一丁目7番1-101号 (小屋浦町有住宅内)	080-8241-1175

⑤ 病時・病後児保育

病気にかかっているお子さんが、回復期にあって安静にする必要があることなどから、保育所等に預けることができず、保護者の方が仕事等のため家庭で保育が出来ない場合、一時的にそのお子さんをお預かりします。

施設名	内容(対象・利用方法・料金等)	連絡先
病時保育室 「あおぞら」	対象：生後6ヶ月から小学校3年生までの児童 方法：事前登録後、利用日の前日までに予約 料金：登録料 1,000円 5時間まで 1,500円、5時間超 2,000円 延長30分 100円、昼食・おやつ代 500円 場所：広島県済生会 総合福祉センター内 (坂町北新地二丁目3番10号)	082-885-3707

⑥ ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と、子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)が、子育ての相互援助活動を行う会員組織(有償ボランティア)です。

施設名	内容(対象・利用方法・料金等)	連絡先
坂町ファミリー・サポート・センター	まかせて会員：町内に住所を有する20歳以上の方 おねがい会員：生後6ヶ月から小学校6年生までの児童がいる方 利用料：月～金曜日 7時～19時 600円/1時間 月～金曜日 上記以外の時間 700円/1時間 土・日・祝 700円/1時間 こんな時に：習い事や美容院に行かれるとき 産前産後の子どもの送迎 幼児を連れて出かけにいくとき(参観日、病院など) 場所：坂町平成ヶ浜一丁目3番19号	坂町社会福祉協議会 082-885-2611

9 【申請書記入例】

令和6年度 教育・保育給付認定申請書兼保育利用希望申込書 (入園・転園)

坂町長様

- ・坂町が、保育所及び認定こども園の利用に必要な税情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、保育所等に提示することに同意します。
- ・記載されている事項で、保育の運営上必要と認められる情報を保育所等に提供することに同意します。
- ・入園後は、規則を守り、定められた利用者負担額は、納期限までに必ず納付することを誓約します。

以上のことに同意・誓約の上、次のとおり入園を申し込みます。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

申込者（保護者）氏名 坂 梅太郎 ㊞

入園児童	ふりがな さか うめじろう	生年月日	性別
	氏名 坂 梅次郎	平成30年8月1日（5歳）	男・女
申込者 (保護者)	住所	連絡先	父： 090 - 0000 - 0000
	坂町平成ヶ浜一丁目1番1号		母： 090 - 0000 - 0000

【利用を希望する施設】

第1希望	坂みみょう 保育園	横浜若竹 こども園	小屋浦 みみょう保育園	なぎさ若竹 こども園
第2希望	坂みみょう 保育園	横浜若竹 こども園	みみょう保育園	なぎさ若竹 こども園
第3希望	坂みみょう 保育園	横浜若竹 こども園	みみょう保育園	なぎさ若竹 こども園

【保育必要量】

保育標準時間
保育短時間

保育実施希望期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで
		<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで

【検診や発達の状況】

検診の受診：【 <input checked="" type="checkbox"/> 4ヶ月検診 <input checked="" type="checkbox"/> 1歳6ヶ月検診 <input type="checkbox"/> 3歳検診 】	
<input type="checkbox"/> 発達上の心配事や 定期的な通院等がある	【内容： _____】
<input type="checkbox"/> アレルギーがある	【内容： _____】
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 療育手帳
<input type="checkbox"/> 精神障害者手帳	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当

【世帯の状況】

<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親世帯である	<input type="checkbox"/> 同居の世帯員が障害者手帳等を持っている	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている
---	--	-------------------------------------

【送迎の予定】

	同伴する人	登降園時間	手段
登園	父・母・祖父・祖母・その他【 _____】	7時30分頃	自家用車・徒歩・自転車・その他
降園	父・母・祖父・祖母・その他【 _____】	18時00分頃	自家用車・徒歩・自転車・その他

入園にあたり、特に配慮が必要なことがあればお書きください

【家族の状況】

※入園児童以外の同居している方をすべて記入してください。単身赴任の場合も記入してください。

氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先等	保育が必要な理由 ※18～65歳のみ
坂 梅太郎	父	昭和・平成・令和 2年 6月 15日	男 女	〇〇銀行	① 就労 ② 妊娠・出産 ③ 疾病や障害 ④ 介護や看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 ⑦ 就学 ⑧ DV ⑨ 育児休業 ⑩ その他
坂 花子	母	昭和・平成・令和 3年 3月 6日	男 女	〇〇病院	
坂 梅子	姉	昭和・平成・令和 26年 7月 21日	男 女		
		昭和・平成・令和 年 月 日	男 女		
		昭和・平成・令和 年 月 日	男 女		
		昭和・平成・令和 年 月 日	男 女		
※単身赴任等で父母の住所が異なる場合 続柄【 】 住所【 】			※保育を必要とする理由が「⑩その他」の場合 続柄【 】 理由【 】		

【入園児童の祖父母】※年齢の欄は申込時の満年齢を記入してください。

区分	名前	年齢	住所	勤務状況
父方	祖父	〇〇 〇〇	同居・町内・町外・県外	就労・無職・その他
	祖母	〇〇 〇〇	同居・町内・町外・県外	就労・無職・その他
母方	祖父	〇〇 〇〇	同居・町内・町外・県外	就労・無職・その他
	祖母		同居・町内・町外・県外	就労・無職・その他

居住地 (課税地)	令和5年1月1日の居住地	坂町・その他【 広島市 】
	令和6年1月1日の居住地	坂町・その他【 】
待機児童 となった場合	<input type="checkbox"/> 育休を延長する <input type="checkbox"/> 求職活動を行う <input type="checkbox"/> 家庭で保育する <input type="checkbox"/> 幼稚園を利用する <input type="checkbox"/> 一時預かりを利用する <input type="checkbox"/> 親族が保育する <input type="checkbox"/> 認可外保育施設等を利用する <input type="checkbox"/> その他 ()	

【個人番号（マイナンバー）記載欄】 ※収集したマイナンバーは利用者負担額等の決定や算定以外には使用しません。

氏名	個人番号	氏名	個人番号
父	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	母	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
園児	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		

【提出にあたっての注意事項】

- ・この申込書は、入園児童ごとに全ての事項について記入し提出してください。同一世帯で2人以上の申込をする場合は、添付書類を最年少児に添えて提出してください。
- ・入園基準に該当しない又は希望入園児童が多いなどにより入園をお断りすることや、待機児童となることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・入園決定までに、収入に関する添付書類がそろわず、保育料の決定ができない場合は、最高額の保育料を徴収します。
- ・虚偽の申請をした場合は、保育の実施を解除することがあります。



チェックリスト	
<input type="checkbox"/> 支給認定申請書兼保育利用希望申込書	入園を希望する児童1人に1枚必要です。
<input type="checkbox"/> 保育できないことを証明する書類 ※在職証明、求職活動状況申立書等	<u>父母及び同居している18歳以上65歳未満の祖父母等</u> について必要です。
<input type="checkbox"/> 記入漏れはありませんか？	記入漏れがあると、受付できない場合があります。

坂町民生部民生課

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

TEL(082)820-1505 FAX(082)820-1521